

令和6年度第3回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画
策定検討委員会

令和6年8月30日
ひかりプラザ
203・204会議室

次 第

1 議題

次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画素案について

2 その他

次回の開催について

■配付資料

6-3-1

次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画素案（第3章
計画の基本理念、基本目標・第4章施策の展開）

令和6年度第3回
国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会

日 時：令和6年8月30日（金）午後2時30分～
場 所：ひかりプラザ203・204会議室

出席者（敬称略）

委 員	鈴木 恵子、前田 住榮、畠中 浩樹、平原 直樹、桑野 正樹、山元 めぐみ、 坂本 岳人、關 友矩 (オンライン) 入江 優子 (委員長)、永野 咲 (副委員長)
事 務 局	石丸 明子、千葉 昌恵、斉藤 幸芳、山田 憲晴、末永 理彩

委 員 長	皆様こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 定刻になりましたので、委員会を始めたいと思います。委員会を開催するに当たり、本日の委員の出欠席状況について事務局からお願いします。
事 務 局	委員の出席について御報告いたします。 本日は出席10名、欠席3名です。つきましては、委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱第7条第2項に基づき、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会が開催できることを確認しましたので御報告いたします。以上でございます。
委 員 長	委員の出欠確認ができましたので、これより、令和6年度第3回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会を開催します。会議を始めるに当たり、事務局から配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	それでは配付資料の確認をいたします。 今回の資料につきましては紙資料をレターパックでお送りしておりますが、同資料についてはメールで電子データをお送りしておりますので、オンラインの方は併せて御覧いただければと思います。 配付資料は、開催通知、次第、資料6-3-1です。また、メールでも送付させていただきましたが、追加資料として、資料6-3-1別紙を机上に配付させていただきます。資料番号については、いずれも資料1枚目右上に表示しております。資料の過不足等ございませんでしょうか。 配付資料については以上です。
委 員 長	それでは次第に従いまして会議を進めます。 本日の議題は、次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画素案についての1件です。前回の会議において、基本理念や基本目標について議論を行いました。それを踏まえて事務局が次期計画第3章・第4章の素案を作成しました。第3章が計画の基本理念と基本目標、第4章が施策の展開となります。 本日は、まず第3章について内容を確認し、その後、第4章について、質問や御意見等をいただきたいと思います。

	<p>それでは、まず次期計画第3章の素案について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料6-3-1を使用して御説明いたします。お手元の資料もしくは画面上に表示している資料を御覧ください。</p> <p>先ほど委員長から御説明いただきましたとおり、今回は計画書の素案の一部を抜粋して資料として配付しております。第3章、第4章について、御意見をいただきたいと考えています。まず第3章については、計画の基本理念、基本目標について、前回、前々回の会議において、様々な御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして、事務局として第3章の素案を作成しました。</p> <p>なお、計画書のデザイン等はまだ調整中のため、本日はあくまで内容の確認をいただければと思います。</p> <p>それでは、第3章について御説明します。まず基本理念について、皆様からいただいた御意見を反映させて作成しました。基本理念は「子育てと子育てでひとつながり 子どもや若者一人ひとりが自分らしく 将来にわたって幸せに暮らせるまち」です。全ての子どもや若者が安心して未来に向かって歩むことができるよう子どもや若者、子育て当事者の声を大切にしながら、それぞれの成長段階や生活環境などに応じた支援を行い、地域全体で子育て・子育てを支え合うまちづくりに取り組めます。子育てと子育てを通じて人と人がつながり、全ての子どもや若者が大切な存在として認められ、将来にわたって自分らしく幸せに暮らすことができる「こどもまんなか社会」を目指します。以上が基本理念の説明です。</p> <p>次に、基本目標です。基本目標は3つありまして、基本目標Ⅰ「子どもや若者の権利を保障し、自分らしく成長できるよう後押しします」、基本目標Ⅱ「多様な家庭の状況を踏まえ、切れ目のない包括的な支援を充実します」、基本目標Ⅲ「子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して子育て・子育てできる環境を整えます」となっています。若干文言などを修正していますが、概ね前回までと同じ内容で、いただいた御意見を反映させたものとなっています。</p> <p>そして施策の体系として、基本目標に対して施策が2つずつ設定してあります。基本目標Ⅰ 施策（1）「子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します」、施策（2）「困難を抱える子どもや若者を支援します」、基本目標Ⅱ 施策（1）「子育て家庭へのサービスを充実します」、施策（2）「特に配慮が必要な子育て家庭を支援します」、基本目標Ⅲ 施策（1）「子どもや若者の居場所を充実します」、施策（2）「子育て家庭と地域の交流を推進します」となっています。このような形で施策の体系を作り上げまして、追加資料としてお送りした別紙のとおり、基本理念、基本目標、施策があり、施策に対してそれをどのように具現化して推進していくのかを、それにつながる重点事業として記載しています。重点事業は全体で48事業ありまして、この後、第4章において、各施策がどのような内容なのか、どの事業が具体的に繋がっているのか御説明します。</p> <p>まずはこちらの内容について、委員の皆様から御意見等いただければと思いま</p>

	<p>す。事務局の説明は以上です。</p>
委員 長	<p>ただいま事務局から説明いただきました。第3章について、前回の議論を踏まえて作成していただき、大変分かりやすくなったのではないかと思います。</p> <p>まず基本理念について、少々長いというお話も前回ありましたが、委員の皆様からいただいた御意見を全て盛り込んで作成いただいています。</p> <p>また、基本目標Ⅰから基本目標Ⅲまで、前回からすでに構造としては分かりやすいものでありましたが、文言等に対する御意見を反映いただきました。</p> <p>体系としては、各基本目標に対して二つずつ施策があります。</p> <p>前回に追加して、また、改めて御意見があればいただきたいと思います。</p> <p>一応、次回の会議において、最終的な全体の点検をする時間があるということで、本日特に御意見がないようであれば、次回改めて確認したいと思います。</p>
副 委 員 長	<p>基本理念について、前回は将来にわたってというフレーズを入れるかどうか議論があったかと思いますが、それも含めて、大変すっきりして良いと思います。</p>
委 員 長	<p>将来にわたって、を入れると長くなってしまふ、との御意見もありましたが、将来にわたってというのはこども大綱でも強調されている表現でもありますから、こう見ますと改めてよろしいのではないかと思います。それでは、第3章については一旦、御了承いただいたので、次の議論に進みたいと思います。</p> <p>それでは、第4章に移ります。</p> <p>各基本目標にある施策ごとに質疑応答を行います。基本目標ⅠからⅢまで、施策が6個あります。本日の会議も2時間程度で、16時30分頃までには終わられるようにしたいと考えております。</p> <p>16時30分までに第4章の内容を全て確認するためには、事務局からの説明を含めて1施策当たり15分程度で進める必要があると考えています。</p> <p>そこで、まずは事務局から該当する施策の「現状と課題」「方向性」「重点事業」を5分程度で説明いただき、その後、皆様から御質問や御意見をいただく時間にしたいと考えております。限られた時間で有効な議論ができるよう皆様の御協力をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局から、資料6-3-1を使用して説明いたします。画面上にも説明範囲について表示します。先ほど委員長からも御紹介いただいたとおり、第4章は、一つの施策として、現状・課題、方向性、重点事業を記載しています。一つ一つ御説明させていただきたいところですが、時間の都合上、現状・課題、方向性を中心に御説明させていただきます。</p> <p>まず基本目標Ⅰ「子どもや若者の権利を保障し、自分らしく成長できるよう後押しします」の施策(1)「子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します」について、御説明いたします。</p> <p>現状・課題について、本市では、子どもや若者をかけがえのない存在として尊重し、その権利を保障するための取組を進めています。市内の学校では、人権教</p>

	<p>育や多様性への理解を深める教育活動を行っており、アンケート調査結果から、中学生や高校生の約9割が「自分の意見が言えて、聞いてもらえること」や「差別や暴力を避けること」を大事だと考えていることが分かりました。</p> <p>子どもや若者が自分の意見を表明し、差別や暴力から守られることを重視する一方で、障害や性的指向、ジェンダーアイデンティティ、家庭環境などへの理解をさらに深めることも重要です。</p> <p>いじめや虐待の認知件数は、令和3年度以降は増加傾向に転じており、これらの問題を未然に防ぐための取組が不可欠です。さらに、子どもや若者が多様な学びや遊び、体験など多様な活動を通じて社会参画の機会を持つことが重要であり、これにより自己肯定感を高め、社会での役割を見つける力を育むことが求められます。子どもや若者の尊厳を守り、安全で安心して成長できる環境を整備するため、社会全体での理解促進と権利の周知・啓発活動の強化が必要です。</p> <p>この下に、今回の現状・課題と関連するアンケート結果を記載しています。</p> <p>次に方向性について、先ほどの現状・課題に対して、市はどのように施策として取り組もうとしているのか記載しています。</p> <p>子どもや若者の権利を保障し、一人ひとりが権利の主体であることを教育や学習の機会を通じて啓発します。学校での人権教育を強化し、子ども自身の権利に対する理解を深めることを重視します。また、いじめ防止や差別への対策を重要な社会的課題として捉え、障害や性の多様性への理解を促進し、いじめ防止のための教育活動を充実させることで、子どもや若者が自分自身を大切に、他者を尊重する姿勢を育みます。いじめの早期発見と対応を強化し、児童虐待については関係機関との密接な連携を図り、虐待の予防と早期発見に努めます。</p> <p>さらに、社会体験や自然体験、野外活動等を通じて、子どもや若者が多様な価値観に触れ、自らの意見を形成・表明する力を育むための機会を提供します。これにより、子どもや若者が多様な価値観や社会を理解し、自分らしく成長できる環境を確保します。以上を方向性として記載しています。</p> <p>この方向性に関連付けて、重点事業ということで所管する事業を整理し、事業内容、事業目標、数値目標をこのように具体化しました。</p> <p>一つ補足ですが、重点事業以外にも関連事業はございます。重点事業はあくまでこの施策に関連が強いもの、重点的に行うものとして記載しております。その点を踏まえて、御意見をいただければと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま、事務局から、この基本目標Ⅰ施策（1）の現状・課題、方向性、そして重点事業を御説明いただきました。本日は特に方向性について、計画の重要な部分になりますので、重点的に御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>また、関連する事業を担当している委員にもお聞きしたいと思っております。すでに御意見を出されて素案に反映されているのかもしれませんが、補足説明や御意見などあればお願いします。</p>

	<p>まず、学校での人権教育について、何か御意見はございますか。</p>
委 員 員	<p>通番1「学校全体での人権教育の取組の充実」を重点事業として入れています。小学校・中学校ともに、人権教育を基本のベースとして学校の教育活動を行っています。特に授業で、人権に関わる内容を、例えば自分を大切にすること、他者を大切にすることを、各教科で、学校行事として実施して伝えていく取組を行っています。事業目標として、子どもたちが互いの人権を尊重する態度を育てることを掲げていますが、毎年各学校で人権教育の取組を見直して、確実に事業を進めていく必要があると考えています。</p>
委 員 長	<p>今回、子どもや若者の権利保障が大変重要なポイントになっているかと思いますが、基本目標Ⅰ施策(1)は「機会を提供します」となっており、「権利を保障します」というよりも、施策自体がやや優しい表現になっているように感じます。人権や権利の大切さへの理解を深める取組として、知識として理解するということは、現状・課題に記載があるとおりすでに達成しているのではないかと思いますのですが、人権教育においては、知識を超えてもう一步、自分事として捉えて実感する、体感する、そういったことも重要ではないかと思います。もしそういった取組があるのであれば記載していただければと思います。</p> <p>また、通番1の数値目標にある「改善を図った学校数」について、どんな改善を図るのか、重点事業としてではなくても方向性などで示していただけると、前向きに進めている姿勢が見えて良いのではないかと思います。</p>
委 員 員	<p>各学校における人権教育で、例えば、道徳の授業において、話し合いを通じて自分と他者の権利について学ぶ取組を行っています。</p> <p>また、重点事業の数値目標に記載している人権教育の全体計画や年間指導計画の見直し、改善については、当市が掲げる「すべての人を大切にするまち宣言」に基づいて、市の取組も踏まえた方向性で行うこととしています。改善の方向性については、どのように入れられるか検討したいと思います。</p>
委 員 長	<p>ここは権利保障の分野になるので、副委員長の御意見いかがでしょうか。</p>
副 委 員 長	<p>児童福祉法の改正などもあって、今回重要になってくると思います。人権教育で、子どもの権利条約の内容を子どもに伝えていくことを入れているのでしょうか。もちろん実際の人権教育でもそういった取組はされていると思いますが、子どもの権利条約の内容を子どもに知らせることが必要であると条約にも書かれており、重要だと思いました。</p> <p>また、通番1の数値目標において、実績と目標値がどちらも15校となっていますが、これは市内の全ての学校でしょうか。そこが少し分かりづらかったので、補足があると良いと思いました。</p>
委 員 長	<p>こども基本法で大事にされている要素は、少しでも触れられると良いと思いますので、御検討いただければと思います。</p> <p>学校数については、市内小・中学校が全15校でよろしいでしょうか。もしそうであるなら、市内全校でという記載があればより分かりやすくなるのではない</p>

	<p>かと思いました。</p> <p>それでは、他の委員で施策（１）について、御意見や御質問、補足説明がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>通番３「障害への理解促進・普及啓発事業」について、これまでも継続して行っている取組かと思いますが、これまで実際にどのような取組をやってきたのか、今後どのような取組をやっていくのか、事業内容などに具体的にいくつか例示があると、どのような事業が想像しやすくなるのではないかと思いました。</p>
委 員 長	<p>普及啓発活動について、やや分かりづらいところがあるので、工夫をお願いできればと思います。</p> <p>確認ですが、令和５年度目標に何らかの数値や実施といった内容が入っているものは既存事業で、空欄は新規事業でよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい、そのとおりです。基本目標Ⅰ施策（１）には新規事業はありません。追加資料でお配りした別紙に「新規」の欄がありますが、ここに〇がついている事業が新規事業となりますので、こちらもあわせて御覧いただくと分かりやすいかと思えます。事前打ち合わせで委員長からも御指摘がありましたが、計画書で何が新しくなったのか、どう変わったのか、もう少し可視化できるよう工夫したいと思います。</p>
委 員 長	<p>最後に全体を通してまた御意見や御質問を伺う時間を設けたいと思えます。</p> <p>それでは、施策（２）について、事務局から御説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>施策（２）「困難を抱える子どもや若者を支援します」について、御説明いたします。まず、現状・課題について、経済的な困難を抱える子どもや若者は、学びや進学を十分に得られないことで、心身の発達や学習意欲を損なうことがあります。こうした状況が続くと、健全な成長や将来の夢を実現する機会が制約され、経済的に困難な状況が次の世代に引き継がれてしまう可能性もあるため、社会全体としてこの連鎖を断ち切るための包括的な支援が必要です。</p> <p>また、不登校・ひきこもりの問題は、個々の児童・生徒・若者の心身の問題、家庭環境、学校での人間関係、学業のストレスなど、様々な要因が絡み合っており、個別の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。</p> <p>さらに、ヤングケアラーは、家族のケアを日常的に担うことで学業や交友関係に支障をきたし、本来得られるはずの自身の成長や生活を楽しむ機会を十分に確保できていない可能性があります。家庭内のプライベートな問題であるため、周囲から支援対象であると認識されにくく、本人や家族も自覚がなく問題が表面化しにくいことから、地域社会や福祉、教育等の関係機関が連携して把握し、対応することが重要です。このように、子どもや若者が直面する困難は多様で複雑化しているため、経済的支援の強化、教育機会の平等な提供、多様な背景を持つ子どもや若者への包括的な支援が不可欠です。社会全体で協力し、子どもや若者が安心して成長し、豊かな未来を築ける環境を整備することが求められています。</p> <p>次に方向性について、全ての子どもや若者が家庭環境に左右されることなく、</p>

	<p>学びの機会や進学のコャンスを得られるよう、教育環境を整備し支援を強化します。特に、経済的な困難を抱える子どもや若者に対しては、教育を受ける権利を保障し、本人たちが持つ能力を最大限に発揮できるように、経済的支援や学習の機会を提供します。</p> <p>複雑な課題を抱える子どもや若者には、安心して相談できる体制を整え、個々の状況に応じた支援を行います。不登校の児童・生徒については、学びの機会を確保するとともに、社会との接点を持ちやすくするための環境づくりを進めます。特別支援教育では、児童・生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた長期的で一貫した支援を提供し、全ての子どもがその可能性を広げられるよう努めます。</p> <p>ヤングケアラーの問題に関しては、当事者を含む市民や関係者の認知度を高めるための啓発活動を推進し、気づきを促し、福祉、介護、医療、教育などの関係機関と連携して早期発見に努め、必要な支援につなげます。ヤングケアラーが適切な支援を受け、学業に励む時間や友人と過ごす時間など、子どもとしての時間を過ごすことができるよう、相談支援体制の整備を進めます。</p> <p>子どもや若者が抱える複雑な問題に対しては、支援機関が連携し、ネットワークを構築して包括的な支援を行い、全ての子どもや若者が、自分らしく生活できる社会の実現を目指します。</p> <p>施策（2）の重点事業で、通番 14「ヤングケアラー支援」を、今回の計画の新規事業として組み込んでいます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
委員長	<p>まずは新規事業の「ヤングケアラー支援」について、担当課から補足説明などありましたらお願いします。</p>
委員	<p>ヤングケアラーの支援に関しては、市でも力を入れて推進していきたいと考えています。これまでは、ヤングケアラーの認知度がまだ低いということが分かったので、市民講演会を開催するなど、市民の認知度を高めるための取組を行ってきました。一定期間そのような取組を行いまして、次にヤングケアラー本人や、ヤングケアラーを支援する関係者を対象に事業を展開していきたいと考え、次期計画の新規事業として重点事業に組み込みました。</p> <p>支援体制の構築に当たっては、ヤングケアラーコーディネーターが関係機関を訪問することで関係機関の認知度を高め、横のつながりを構築し、早期発見・早期支援につなげたいと考えています。</p>
委員長	<p>今の御説明に関して、また施策（2）全体でも結構ですが、御意見や御質問はございますか。</p>
副委員長	<p>ヤングケアラーの問題について、第1章や第2章で説明があるのであれば良いのですが、そこになければここで急にヤングケアラーという言葉が出てくるので、この計画を市民が読むと想定したときに、現状・課題などで、その説明があったほうが良いと思いました。</p>
委員長	<p>確かに、ここまで説明がないのであれば、ヤングケアラーについてはここで</p>

	<p>丁寧に説明した方が良いと思います。</p> <p>施策（２）はハイリスクアプローチでも多岐にわたる項目ですが、通番 10 や通番 11 などは貧困などにも関わる問題です。御意見や御質問はございますか。</p>
委員	<p>通番 10 と通番 11 は、社会福祉協議会が市から委託を受けて実施している事業です。通番 10 の学習支援については、できるだけ子どもが参加しやすい環境を作るため、これまで 2 拠点で行っていたものを 3 拠点に増やして実施しています。</p> <p>通番 11 の受験生チャレンジについては、継続して実施しており、ピーク時には貸付件数 100 件を超えていましたが、ここ数年は 50 件から 60 件ほどとなり、目標件数が 70 件というのは妥当な目標かと思えます。</p>
委員長	<p>貧困対策もこども大綱に一本化されたことで、一つの大きな目玉になっているのではないかと思います。</p> <p>現状・課題について、貧困の状態にあることで心身の発達や学習意欲を損なうなど、包括的な支援の重要性が記載されていて、方向性についても、教育環境を整備して支援するということが書かれています。これまで継続実施して実績も出てきて、こういう成果があった、この取組の利用者が増えている、そういうことがあればもう一步踏み込んで書いてもいいのではないかと思います。工夫できるようにお願いします。</p>
委員	<p>通番 14 について、ヤングケアラーコーディネーターというのは、どなたが担っているのか、それからヤングケアラーコーディネーターが各関係機関の巡回を実施すると記載がありますが、関係機関とは具体的にどのようなところを指すのでしょうか。そこが少し分かりづらいと思いました。</p>
委員	<p>ヤングケアラーコーディネーターについては、当市では子ども家庭支援センターに一人配置しておりまして、普及啓発活動を行うだけでなく、学校や当事者から個別の相談を受け、支援を行っています。ヤングケアラーコーディネーターは、ヤングケアラーの認識度を高めてもらうことや情報の共有を目的として、市内全 15 校の小中学校に訪問しています。また、ヤングケアラーの問題は児童福祉だけでなく、高齢福祉や障害福祉の分野にも関わりがありますので、そのような分野の連絡会などに参加していきます。関係機関とは、市内小・中学校や、今申し上げたような連絡会などを指しています。</p>
委員長	<p>この基本目標 I 施策（２）は、個別の支援が並んでいて、様々な課題を複合的に、包括的に支援する関係機関のつながりが少し見えにくくなっているのではないかと思います。もし書けるようであれば、プラットフォームと言いますか、これらの課題をつなぐような行政間の連携があれば、記載していただきたいと思えます。</p> <p>次に不登校の問題について、御意見や補足説明はございますか。</p>
委員	<p>不登校児童・生徒は全国的にも東京都においても増加傾向にあり、本市においても同様の状況です。本市においてはトライルームを設置し、学校においては教</p>

	<p>室以外の居場所としてサポート教室等を設置しています。そのようなことを踏まえ、通番 12 にも記載があるとおり、不登校児童・生徒が自身に合った学びを選択して学習に取り組めるよう支援していきたいと、学校と共通認識を持っています。数値目標にあるように、不登校児童・生徒が、どこにも相談機関につながっていない場合もありますので、まずはそういった子どもたちがどこかにつながって支援を受けられるような体制を整えたいと考えています。</p>
委員長	<p>通番 12 の数値目標について、「不登校児童・生徒全員が学校内外の機関の指導や相談につながっている学校数」というのは、不登校児童・生徒全員が学校内外の機関につながっている学校が、令和 5 年度は 4 校あって、令和 11 年度までにそれを 10 校にするということでしょうか。</p> <p>国の指標だと学校というより子どもの数で表記されていて、確か不登校児童・生徒のうち 40% くらいがどこにもつながっていないというデータがあったかと思いますが、全員がつながることを目標にするということではよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>不登校児童・生徒が全員どこかにつながるということを目標にしている、こちらの数値目標としては学校数で示させていただいております。</p>
委員長	<p>先ほど関係機関の連携について申し上げましたが、よく見ると方向性のところに記載がありました。ただ、一步踏み込んで、学校や部局が多岐にわたることを具体的に示していただいた上で連携していることを記載いただけると、大変分かりやすいので御検討いただければと思います。</p> <p>では、次に進みたいと思います。基本目標Ⅱについて、事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基本目標Ⅱ「多様な家庭の状況を踏まえ、切れ目のない包括的な支援を充実します」の施策(1)「子育て家庭へのサービスを充実します」について、御説明します。</p> <p>まず、現状・課題について、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が親族や地域からの支援を受けにくくなっている状況があります。これにより、育児に対する不安や孤立感が増し、育児の負担が保護者に集中することが多くなっています。アンケート調査によると、「家事や仕事と子育てとの両立」や「しつけや教育に関すること」、「お子さんの発育・健康状態」について不安や悩みを抱える保護者がおおむね 5 割を超えていることが分かりました。</p> <p>また、女性の就業率の増加や働き方の多様化により、子育て家庭それぞれのニーズも多様化しています。アンケート調査に回答した就学前児童の保護者のうち、父親の 98.2%、母親の 76.7% が就労しており、現在就労していない母親のうち 76.4% は将来的な就労を希望しています。このことから、保育サービスのニーズが高まっていることが分かります。</p> <p>全国的な保育士不足のなか、こうした多様化する保育ニーズの増加等に対応し、保育サービスを安定的に提供するためには、それを支える保育人材を確保す</p>

ることがますます重要な課題となっています。

保健医療の分野においても、子どもの心身の健やかな成育のみならず、保護者や妊産婦の健康保持、育児不安の軽減などメンタルヘルスへの支援も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。また、休日や夜間に受診できる医療機関の周知が十分ではないことが明らかになっており、情報について就学前児童の保護者の 21.2%、小学生の保護者の 22.1%が知らないと回答しています。

子育て家庭が孤立せず、必要な支援を受けられる環境を整備するためには、保護者が妊娠・出産・育児に関する悩みや不安を気軽に相談できる体制が求められています。高いニーズがある「助産師・保健師の家庭訪問」や「妊婦面接」などのサービスを全ての家庭に提供し、支援が必要な家庭を早期に把握して適切な対応を行うことが重要です。そのため、妊娠期から子育て期にわたる支援をより強化し、子育て家庭がいつでも必要な支援を受けられるようにするため令和4年6月の児童福祉法改正により、子育て世帯包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「こども家庭センター」の設置が義務付けられました。

この新たな体制を整備することで、子育て家庭が孤立せず、地域全体で支え合う環境を作り出すことが期待されています。

次に方向性について、本市では、全ての子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てを行えるよう、時代のニーズを踏まえた支援を展開していきます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊産婦及びその家族が安心して子育てし、子どもや若者が健やかに成長できる環境を整備します。

令和7年4月に、母子保健部門と児童福祉部門を統合・再編し、いずみプラザに「こども家庭センター」を設置します。母子保健・児童福祉の両機能の連携協働を深め、地域の全ての妊産婦・子育て家庭への支援を実施し、子育て支援や児童虐待への予防的な対応から、特に子育てに困難を抱える家庭への支援まで、ポピュレーションアプローチ、集団全体への働きかけとハイリスクアプローチ、特に支援が必要な家庭への働きかけを両輪として対応することや、他分野との協働や妊娠期から子育て期にわたるライフステージの変化において切れ目のない支援を一体的・継続的に行います。

保健医療面においては、乳幼児等の健康診査を実施し、子どもの健康増進や病気の早期発見、子育て支援に努めるとともに、妊娠期からの健康教育や、情報提供、相談事業を実施します。休日や夜間の診療体制を確保し、保護者が緊急時にも医療を受けられる環境整備を進めます。保育に関しては、多様なニーズに対応するため、保育所の受け入れ体制を強化し、個別相談を通じて保護者に適切な保育サービスを提供します。質の高い保育を提供するため、保育人材の確保と定着を図るための研修や支援を進めます。

これらの施策を通じて、地域全体で子育てを支える仕組みを構築し、子どもや

	<p>保護者が豊かに暮らせる環境を実現します。社会全体で協力し、全ての子どもが健やかに成長できるよう、支援体制を整えていきます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
委員長	<p>こども児童福祉法の改正を踏まえたこども大綱の柱の部分かなと思います。</p> <p>こども家庭センターなど新しいところもありますので、補足説明などあればお願いします。</p>
委員	<p>事務局からの説明にもありましたが、児童福祉法の改正により、こども家庭センターの設置が義務付けられまして、努力義務ではありますが、国では全国的に展開をしていきたいという考えがあります。当市においても、来年4月からこども家庭センターをいずみプラザに設置します。資料の別紙を御覧いただくと、各事業名の後ろに星印が付いているものがありますが、印がついているものがこども家庭センター事業で実施する事業です。こども家庭センターの設置に併せて、このような重点事業を中心に、子育て支援を推進していきたいと考えています。一つ一つの事業の御説明は省略させていただきますが、市の考え、方向性としては以上でございます。</p>
委員長	<p>ここは大変期待されている部分だと思います。なかなか計画では難しいのかもしれませんが、こども家庭センターの機能が、例えばどんな機能を担うのかなど、図式化できると、より市民に伝わりやすいのではないかと思います。</p>
副委員長	<p>こども家庭センターの新設というのは今回の計画でも目玉になる部分だと思いますので、事業名がしっかりリンクすると思います。別紙の資料があれば、どれがこども家庭センター事業であるかは分かるのですが、この重点事業のだけでも分かるような表記になると、こども家庭センターが大きな役割を担っていることが分かって良いのではないかと思います。</p>
委員長	<p>確かに、重点事業のうち、どれをこども家庭センターが担っているのかというのは別紙の資料がないと分からなくなっています。事業名が類似していて、こども家庭センターの機能をどう重層的に組み込んでいるのか見えにくいと思うので、表記について可能でしたら、ぜひもう少し工夫をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>保育に関しては、現在保育ニーズは高く、特に1・2歳児のニーズが高いため、待機児童が発生しており、その受け皿の拡大を図る必要があります。</p> <p>また、通番 25「未就園児の定期的な預かり事業」は、次期計画における新規事業に当たりますが、保育園や幼稚園に在籍していない児童を定期的に預かって、その児童の非認知能力の向上を図る事業です。これは、国の事業であるこども誰でも通園制度や、東京都の独自事業である多様な他者とのかかわりの機会創出事業を活用した取組です。</p> <p>これらの取組を進めるに当たって、それを担う保育士をどう確保していくかが重要な課題となっています。そうした人材確保のための取組についても、通番 26「保育人材の確保・定着のための取組」において、重点事業として位置付けています。保育士の定着・離職防止を図るため、市でも研修等サポートを行うことも</p>

	<p>必要だと考えています。</p> <p>重大事故や不適切な保育などが全国的な課題となっていますが、通番 27「基幹型保育所システム事業」において、基幹型保育所システム事業を担う保育士等の職員が市内の各保育施設を巡回してサポートを行う取組を継続して実施しています。</p>
委員長	<p>通番 25「未就園児の定期的な預かり事業」において、「保護者の就労等の有無にかかわらず」という部分は世間的にも注目が集まっているように思います。方向性の「多様なニーズに対応するため、保育所の受け入れ体制を強化し」に通番 25 なども入るのかと思うのですが、もし例示ができるのであればこういったところも、積極的な新規事業の取組だと思しますので、文章にいれていただくと良いと思いました。検討可能でしたら、お願いしたいと思います。</p>
委員	<p>一点、補足説明と修正点がございます。</p> <p>通番 23「義務教育就学児医療費助成事業」については、医療費を気にすることなく必要なときに子育て世帯が医療機関を受診できる取組で、子育て世帯に対する非常に大切な支援であるため、重点事業として組み込んでいます。</p> <p>子どもに対する医療助成制度というのは大きく分けて3種類あり、未就学児に対するもの、義務教育就学児に対するもの、昨年度から新規事業として始まりました高校生に対するものがあります。現行計画においては、義務教育就学児に対する医療費助成を撤廃するということが一つ目標としてあったので、このような表記となっており、次期計画においてもそれを引き継いでいるのですが、現在は今申し上げた3種類とも、市独自の制度として全て所得制限なく利用できますので、現行の制度に合わせた書き方で修正したいと思います。</p>
委員長	<p>市独自の事業として所得制限を撤廃していることはとても重要なお話だと思いますので、ぜひよりよく伝わるような表現にしていいただければと思います。</p> <p>それでは、次の項目に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>施策（2）「特に配慮が必要な子育て家庭を支援します」について御説明いたします。</p> <p>現状・課題について、本市では、ひとり親家庭や障害のある子ども、医療的ケアを必要とする子どもを抱える家庭など、様々な理由で子育てに困難を抱える家庭が存在しています。これらの家庭は、経済的基盤の不安定さや時間的・精神的余裕のなさ等の課題を抱えています。</p> <p>ひとり親家庭では、保護者が子育てと生計の維持を一人で担っているため、特に経済的に困難となっていることが多く見られ、生活の安定を図るための職業訓練や経済的自立を促進する支援が必要です。</p> <p>また、障害のある子どもや若者、医療的ケアが必要な子どもや若者も、その特性に応じた支援を受けられる環境を整備することが重要です。障害がある子どもや若者に対する包括的な支援体制を構築し、地域での健やかな成長を支えるためには、専門的なケアやサポートが求められます。</p>

	<p>さらに、医療的ケアを必要とする子どもや若者の介護は、家族の大きな負担となることが多く、保護者やきょうだいが必要な休息や生活の時間を確保することが難しい状況にあります。このため、家族の負担を軽減し、安心して生活できるようにするための支援が必要です。</p> <p>このような現状を踏まえ、本市では、特に配慮が必要な子育て家庭に対して、個々のニーズに応じた支援を提供し、全ての子どもが健やかに成長できる社会を目指す必要があります。包括的な相談・支援体制を構築し、経済的・社会的な支援を充実させることが重要です。</p> <p>方向性としては、配慮が必要な子育て家庭に対して、包括的な支援を提供するために、様々な施策を実施します。</p> <p>ひとり親家庭には、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、自立を支援するための基盤づくりとして、就業や資格取得の支援を強化し、ひとり親が安心して生活を営むことができる環境を整えます。</p> <p>障害のある子どもや若者が、保育・教育のサービスを受けられるよう環境整備を行うとともに、必要な障害福祉サービス等を適切に提供します。障害や発達の特性を早期に把握し、保健、福祉、教育など各分野と連携した相談支援体制を整備することで、子どもたちとその保護者を支援します。</p> <p>医療的ケアを必要とする子どもや若者には、専門的支援を提供するとともに、地域における連携体制を強化します。医療的ケアを担う家族への負担軽減を図るため、訪問看護師の派遣を行い、レスパイトケア（在宅で介護をしている家族が休息を取れるようサポートするサービス）の充実を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターを配置し、必要な支援を調整することで、地域生活への円滑な移行を支援します。</p> <p>これらの施策を通じて、全ての子どもや若者がその特性に応じた支援を受け、健やかに成長できる社会を目指します。各分野が連携し、子どもや若者の多様なニーズに応じた柔軟で切れ目のない支援を提供することにより、子育て家庭が安心して暮らせる環境を実現します。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
委員 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様から御質問や御意見等がありましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>障害を持ったお子さんに対する支援における課題として、まず放課後デイサービス等を利用するために、保護者が相談支援員等に障害児支援利用計画を作ってもらって、それを市に提出して受給者証の発行を受けます。障害児通所支援を利用するためには受給者証が必要なので、まず、障害児支援利用計画を作る必要があります。しかし、相談支援専門員が足りずに、保護者が計画を作らなければならない現状があります。こういった現状があるということを踏まえて、方向性を決める必要があるのではないかと思います。</p>
委 員 長	<p>放課後デイサービス等の障害児相談支援については、利用人数などが目標にな</p>

	<p>っていて、個々のニーズに応じて支援を受けられるようにすると記載されていますが、今おっしゃっていただいたようなサービスを受ける前の段階で、相談支援員が不足しているということですね。このことを現状・課題や方向性に盛り込むのであれば、所管課の方は今日の委員にはいらっしやらないので、事務局にぜひ御検討お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、基本目標Ⅲに進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基本目標Ⅲ「子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して子育て子育てできる環境を整えます」の施策（１）「子どもや若者の居場所を充実します」について御説明いたします。</p> <p>現状・課題について、女性の就業率の増加やフルタイムでの就労形態の普及により、放課後に子どもたちが安全に、安心して過ごせる場所へのニーズが高まっています。また、その場所には、保育機能だけでなく、学習支援や興味を育むための多様な学びの機会の提供も必要とされています。アンケート調査によると、小学生は自宅を除くと「学校（学童保育所を含む）」「図書館、公民館、公園」を安心できる場所と感じており、12歳から18歳の中高生年代では「学校」や「インターネット空間（SNSやYouTube、オンラインゲームなど）」がホッとできる場所として挙げられています。特に、中高生年代では「家や学校以外で平日の夕方や夜まで過ごせる場所」や「静かに勉強できる場所」のニーズが高いことが分かっています。</p> <p>こうした現状から、全ての子どもや若者が自由に集まり、自分らしく過ごせる居場所を地域で提供する必要性が高まっています。この居場所は、物理的な場だけでなく、オンライン空間や活動など多様な形態を含むことが重要です。さらに、居場所づくりにおいては、子どもや若者の視点を重視し、本人たちの意見を積極的に取り入れることが求められており、子どもや若者が自ら選んだ場所で、自己肯定感や社会性を育むことができる環境が必要とされています。</p> <p>次に、方向性について、全ての子どもや若者が安心して過ごせる居場所を充実させるため、地域資源を活用し、子どもや若者の視点に立った居場所づくりを進めます。また、必要な情報が子どもや若者に届くよう発信し、自分に合った居場所を選べる環境を整えます。</p> <p>既存の公設学童保育所が狭あいになっている地域では、新たな学童保育所を整備し、引き続き放課後子どもプランと連携することで、子どもたちが放課後に安全で充実した時間を過ごせる環境を整備します。</p> <p>さらに、児童館や公民館、国分寺市プレイステーションなどを活用し、子どもたちが様々な体験や学びを通じて成長できる場を提供します。これらの施設では、地域の人々との交流を促進し、社会性や自己肯定感を育む機会を提供します。学童保育所のほかにも、児童館ランドセル来館事業等を通じて、地域で子どもたちが安全に過ごせる環境を確保します。また、公民館では、子どもたちが芸術・文化・科学・スポーツなど多様な分野に触れる機会を提供し、自主的に集える場</p>

	<p>を整えます。</p> <p>これらの施策を通じて、全ての子どもや若者が自由に過ごせる居場所を地域社会全体で整備し、安心して成長できる環境を提供します。地域全体で子どもたちを支える仕組みを強化し、全ての子どもや若者が自分らしく未来を拓く力を育めるよう支援していきます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
委員長	<p>基本目標Ⅲについては、現状・課題、方向性に、こども基本法の趣旨である子どもや若者の視点に立つことや、子どもや若者を対象としたアンケート調査結果などが記載されていて、この視点を大事にした施策を推進するということが非常に伝わる文章になっていると思います。</p> <p>今の御説明について、御意見や御質問はございますか。</p>
委員	<p>通番 41「児童館ランドセル来館事業」は、次期計画において新規の重点事業として組み込んでいます。この事業について、現在は市内6児童館のうち3館で実施していましたが、今年度中に他の3館にも拡大し、全6児童館で実施する予定になっています。また、利用要件についても、事業の目的として学童保育所の狭あい対策がありますので、学童保育所の通年通所と同様としていましたが、利用館の拡大に伴い、三季通所の要件に緩和することとしました。学童保育所と児童館と、御家庭のライフスタイルからどちらを利用するのか選択いただけるような仕組みとして拡大することに合わせて、この度次期計画の重点事業として組み込みました。</p>
委員長	<p>市内の居場所として、居場所は必ずしも場所とは限りませんが、既存の施設を利用してランドセル来館という利用しやすい仕組みを全館に拡充するということですね。方向性の記述について、全ての児童館で、と表現するなど、拡充していることが分かるような書き方にすると、積極的な取組として分かりやすいと思います。検討可能でしたらぜひお願いします。</p>
委員	<p>市内には、空き家を利用して地域に子どもたちが集まれる場所を提供しているような方々がいらっしゃいます。そこでは遊んだり勉強したり、ただいるだけということもありますが、好きな時に来て好きな時に帰るということをしています。そこに通う子どもたちは不登校の子どもたちが多いのですが、今ここに記載されている重点事業としては、学童保育所やランドセル来館など、学校に通っている子どもの居場所かなと思います。そうではなく、学校に通うことが難しい子どもについても記載があるといいのかなと思います。</p> <p>児童館は18歳まで利用できるイメージがあるのですが、この児童館ランドセル来館の対象年齢は何歳までと決まっているのでしょうか。学童保育所に合わせるとなると小学3年生くらいまでかと思うのですが、やや分かりづらいのでその点記載があると良いと思いました。</p>
委員長	<p>非常に重要な御指摘でした。基本目標Ⅰ施策(2)に不登校支援は入っていますが、これはほぼ学校の取組だと思えます。不登校の子たちも含めた地域の居場</p>

	所は事業としては入っていないのでしょうか。
事務局	学校に行くことが困難な子どもについても支援をする視点は持ちつつも、重点事業としてそこにフォーカスした事業は位置づけとしては持っていないのが現状です。もちろん児童館など、学校に通うことが困難な子に対する受け皿もありますが、そういったところがもう少し見えるように、記載内容について検討したいと思います。
委員長	私も民間の団体で民家などを活用して不登校の子たちなどが来ている居場所はいくつか聞いたことがあります。市の施策や事業として計画に記載がなくとも、そういった声を聴いていく、サポートしていくことが、もし書けるのであれば方向性に書いていただければと思います。また、既存の施設でそういった子どもたちの受入れや支援も提供していくとことがあるのであれば、記載について、検討をお願いしたいと思いました。
事務局	一点補足いたします。通番 37「地域の子どもの居場所づくりの推進」について、数値目標が「子どもの居場所づくり関係者懇談会」となっているのですが、これは子どもの居場所づくりのために御尽力いただいている様々な団体や個人の皆様にお集まりいただいて、不登校の子どもも含めた全ての子どもたちに対して、どのような居場所づくりができるのか、情報交換を行う場となっています。このような場があることを、方向性で示せるように記載内容を検討したいと思います。
委員	居場所づくりに関しては、直接的に人権や権利の分野というわけではないのですが、性の多様性ということで、セクシュアルマイノリティの居場所も一つの課題として考えています。少々視点の違う切り口ではありますが、そういった要素も視点としてあればと思いました。
委員長	不登校の子どもの居場所という視点もありましたが、居場所にも多様なニーズがあり、それぞれが自分らしく居場所と感じられる場所を作るということを、少し記述としては膨らませてもいいかもしれません。
委員	通番 43「国分寺市プレイステーション事業」については、放課後デイサービスの事業所でもたまに利用させていただいています。そういった地域の居場所は少しずつ増えていて、それはとてもいいことだと思いますので、現状などの記述に盛り込んでいいのではないかと思います。
委員長	子どもや若者、当事者の居場所で、不登校や障害があるなど様々な個性を持つ子どもや若者が、いろいろな人と触れ合いながら居場所を感じられることをぜひ書き込んでいただきたいと思います。今お話いただいたような体験機会が充実している点についても、記載があればと思います。 それでは最後に、基本目標Ⅲ施策（２）について、事務局から御説明いたします。
事務局	施策（２）「子育て家庭と地域の交流を推進します」について御説明いたします。

	<p>現状と課題について、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域と家庭のつながりが希薄になっており、これにより子育て家庭の孤立が深刻化する懸念があります。妊産婦や乳幼児期の子育て家庭の孤立は、保護者の育児不安や、育児ストレスの増大につながる可能性があります。これらを解消するためには、子育て家庭が相談機関・支援者とつながるだけでなく、地域社会と接点を持ち、保護者が地域で支えられながら、困ったときには気軽に相談できる環境を整えることが必要です。</p> <p>アンケート調査結果によると、産前産後に必要な公的サービスとして、「助産師・保健師の家庭訪問」や「妊婦面接」が高く評価されており、続いて「親子の交流の機会、育児相談」が重要であると半数の保護者が回答しています。このことから、他の子育て家庭との交流や、保護者や子ども同士をつなぐを求めていることが分かります。また、親子ひろばの利用については、42.6%の保護者が「利用したことがない」と回答しており、その理由として「どこでやっているか知らない」という声が多くあります。</p> <p>方向性について、子育て家庭と地域のつながりを強化し、孤立を防ぐために、様々な支援体制を充実させます。地域全体で子育てを支え合う仕組みを構築し、保護者が安心して育児に取り組める環境を整えることを目指します。</p> <p>妊娠中の方や子育て中の保護者が、地域の身近な場所で気軽に交流し、相談できる場を提供します。地域の相談機能を充実させ、必要な支援を適切に受けられる体制を整備します。また、地域の保育施設での相談やイベントを通じて、子育て家庭の育児不安を軽減し、保護者と子の交流を促進します。これらの取組が妊娠中の方や子育て中の保護者に届くように情報を発信します。</p> <p>さらに、地域の子育て支援団体や関係機関とのネットワークを構築し、妊娠期の方や乳幼児とその保護者が、地域の他の保護者や子どもたちと触れ合い、情報や経験を共有できる場を提供し、親子が安心して遊べる場所を増やすことで、互いに支え合える地域のつながりを強めていきます。</p> <p>これらの取組を通じて、子育て家庭が安心して育児できるよう支援し、地域全体で子育てを支える環境を整えていきます。子どもや若者が豊かに成長し、保護者が地域とのつながりを感じられる社会を実現するため、各種施策を推進していきます。</p> <p>次期計画における新規の重点事業は、通番 44「地域における子育て支援体制づくり」と通番 45「保育所等における地域の子育て支援事業」です。</p> <p>事務局としては以上です。</p>
事務局	事務局から説明がありました。委員の皆様から御質問や御意見等がありましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
委員	補足説明です。通番 44「地域における子育て支援体制づくり」について、こちらはこども家庭センターの事業で次期計画における新規の重点事業として計画に位置付けております。しかし、この事業は次期計画においては新規事業となり

	<p>ますが、従前、子ども家庭支援センターで実施していた事業であり、継続実施となりますので、令和5年度実績も記載しております。</p>
委員長	<p>産前産後から乳幼児期における様々な施策がそれぞれ別の課で所管されていることで少し驚いたこともあるのですが、一つ若干違和感があったのが、基本目標Ⅲ施策(1)が居場所ということで幅広い年齢層を対象にしているのに対して、施策(2)は乳幼児期に寄っているような気がします。学齢期以降も保護者が悩むことや交流が必要になることもあると思いますので、直接その事業がないとしても、現状と課題や方向性などで触れていただきたいと思います。</p> <p>また、産前産後に必要な公的サービスのアンケートでは確かに助産師・保健師の家庭訪問などが上位にくるかと思いますが、交流という文脈でどのようなニーズがあるのか、もしデータを出せるのであれば掲載しても良いかと思いました。もし工夫ができそうであればお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>通番45「保育所等における地域の子育て支援事業」について、児童福祉法の改正により、保育所の役割として、より地域に開かれた、地域に根付いた児童福祉施設としての役割が求められていると思います。市内に保育所は50園程度ありますので、身近に相談できる場所として、これまでも園庭開放や育児相談など、地域の子育て家庭をお呼びして様々な交流を行っている施設もありますが、そうした施設を今後も増やしていきたいと考えています。また、実施内容についても、特に育児相談についてはより内容を充実させて、子育て家庭が身近に相談できる場所として確保したいと思います。</p>
委員長	<p>その点についても、大変重要な内容かと思いますが、方向性などでもう少し踏み込んで書けるのであれば、記載いただければと思います。</p> <p>それでは、基本目標Ⅰから、全体を通して御意見や御質問はありますか。</p>
副委員長	<p>基本目標Ⅰ施策(1)と基本目標Ⅱ施策(2)が、当事者と家庭でそれぞれ困難な状況を支援するという内容かと思いますが、そこに養育が難しいということが入ってもいいのではないかと思います。通番5「児童虐待防止に関する啓発活動及び早期発見深刻化防止」が虐待対応に当たるのかと思いますが、全体を通して見えにくいような気がするので、例えば通番5を前半と後半で分けて、「児童虐待防止に関する啓発活動」と「早期発見深刻化防止」とするなど、工夫があってもいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>児童虐待対応については重点的に行いたいと考えていますが、次期計画においては、通番5の内容でより見える形で力を入れたいということで、このような表記になっています。ただ、今いただいた御意見についてはもっともだと思いますので、どのように記載するのか、事務局とも相談しながら、再度検討したいと思います。</p>
副委員長	<p>社会的養護についても記載がないのも気になっていて、市町村がどこまで関われるかということもあると思いますが、里親や措置解除後に地域で生活している若者の支援拠点など、困難な若者に対して言及していないかなと思います。</p>

委員 長	<p>社会的養護や児童相談所に関することは市を超えた体制になるのかと思いますが、今回のこども家庭庁の大きな柱でもあることや、市としても地域の支援など日常的なケアとして関わってくる点が計画で見えるといいのかもしれませんが。図式化するなど、仕組みが少し分かるような書き方だと良いと思います。</p> <p>私の意見として、施策の総合性もこども大綱では重視されていると思いますので、施策間、組織間、ライフステージを超えて、施策の総合性が分かるような記載をしていただければと思います。</p> <p>また、当事者の意見反映について、次期計画を策定するに当たって様々な関係者や当事者の声を聴いていただいて、実際に各施策でも 当事者の声を大事にしながら進めていくことを伺っていますので、市の姿勢としてその点を記載いただくと、今回の計画を策定するに当たって努力したことや今後目指していることが分かりやすくなると思います。基本目標に分類しづらいようなことがあるのであれば、全体を通して記載いただくのも良いのではないかと思います。</p> <p>その他、全体を通して御意見や御質問、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>通番4「たがいの性や性の多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供」について、男女平等推進センターを設置し、その中でジェンダー関係等の啓発活動を行っています。特にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、子どもや若者に対して理解・促進を図るということで、学校等と連携して様々な事業を行っており、今度もセンターを中心に進めていきたいと考えています。</p>
委員 長	<p>それでは、本日の議題を終了したいと思います。皆様ありがとうございました。その他事務局からございますか。</p>
事 務 局	<p>本日も長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>本日御説明した内容について、追加の御意見・御質問等、後からお気づきになる点がございましたら、9月5日（木）までにメールまたは電話などで御連絡いただければ幸いです。</p> <p>次回の会議は10月22日（火）午前10時から正午を予定しております。場所は、今年度第1回と同じ会場で、市役所書庫棟会議室を予定しております。</p> <p>第4回はパブリックコメント前の最後の会議となります。本日の意見を踏まえて反映したものを各課と調整しながら作り上げて、最終的な案として皆様に御提示できればと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
委員 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次回はパブコメに向けた最終チェックになりますので、今日言い切れなかった御意見がある方は、9月5日までに事務局までお願いします。</p> <p>それでは、長くなりましたが、以上をもちまして本会議を閉会とさせていただきます。</p>

— 了 —